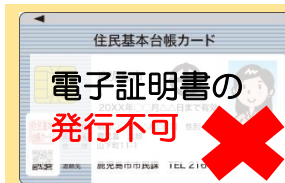


## 電子証明書の発行・更新に必要な書類ご参考シート

電子証明書の発行・更新には、マイナンバーカードが必要です



※住民基本台帳カードをご利用の方で、電子証明書の新規発行や更新を希望の方は、マイナンバーカードをご申請ください。  
住民基本台帳カードの電子証明書の発行は平成27年12月22日にて終了致しました。

電子証明書の有効期限の確認方法

公的個人認証サービスポータルサイト<<http://www.jpki.go.jp/>>で、配布している利用者クライアントソフトを利用して、電子証明書の有効期限を確認できます。

電子証明書の発行に必要な書類等

**15歳未満の者又は成年被後見人に係る署名用電子証明書の発行は出来かねます。**

1. 本人（マイナンバーカードの名義人）が来庁し、電子証明書の発行手続きを行う場合

- マイナンバーカード
- 暗証番号（署名用電子証明書用・住民基本台帳用・券面事項補助入力用・利用者用電子証明書用）  
※暗証番号を再設定する場合は、マイナンバーカードに加え、官公署の発行した本人確認書類（注1）が必要です。

2. 本人に代わって、代理人（マイナンバーカードの名義人以外）が来庁し、電子証明書の発行手続きを行う場合

合計2回の来庁が必要となります。また、1回目の受付後、申請書等を住民票に記載された本人の住所宛に転送不要の普通郵便で送付するため、日数を要します。

<1回目の来庁>

- 代理人の本人確認書類（注2）  
※本人の氏名、生年月日、住所、性別や連絡先を確認します。  
※受付後、申請書等を住民票に記載された本人の住所宛に郵送いたします。

<2回目の来庁>

- 代理人の本人確認書類（注2）
- 本人のマイナンバーカード
- 照会書兼回答書及び委任状（本人が記名・押印したもの）※封緘した状態でお持ちください。
- 申請書（本人が記名・押印したもの）

電子証明書の更新に必要な書類等

**有効期間満了日の3ヶ月前より手続きが可能です。**

有効期限を迎える方については、地方公共団体情報システム機構より有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書の「有効期限が到来するもの」の欄が『電子証明書』と記載されている方が電子証明書更新の対象者です。（『マイナンバーカード』、『マイナンバーカード・電子証明書』の記載がある方については、マイナンバーカード自体の更新が必要になります。）

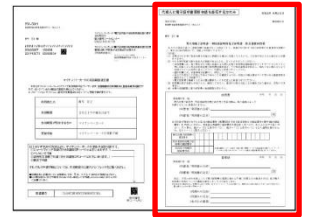
なお、通知書が届いていない方も、更新手続きが有効期間満了日の3か月以内であれば更新可能です。

1. 本人（マイナンバーカードの名義人）が来庁し、電子証明書の更新手続きを行う場合

- マイナンバーカード
- 暗証番号（署名用電子証明書用・住民基本台帳用・券面事項補助入力用・利用者用電子証明書用）  
※暗証番号を再設定する場合は、マイナンバーカードに加え、官公署の発行した本人確認書類（注1）が必要です。

## 2. 本人に代わって、代理人（マイナンバーカードの名義人以外）が来庁し、電子証明書の更新手続きを行う場合

有効期限切れ通知書に付属している「署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書 照会書兼回答書」を事前に本人にご記入いただき、お持ちいただく必要があります。



- 代理人の本人確認書類（注2）
- 本人のマイナンバーカード
- 照会書兼回答書及び委任状（本人が記名・押印したもの）※封緘した状態でお持ちください。
- 申請書（本人が記名・押印したもの）

照会書兼回答書

### 電子証明書の発行手数料について

電子証明書の発行・更新の手数料は **無料**※ です。（マイナンバーカードの有料再交付に伴う電子証明書の発行の場合を除く。）

※国の規程において、電子証明書の発行手数料は1件につき200円ですが、経過措置により令和3年4月1日より当分の間、電子証明書の発行手数料は無料とされています。

### 電子証明書の発行に必要な本人確認書類等（参考）

（注1）マイナンバーカードの暗証番号再設定に必要な本人確認書類の例（マイナンバーカードと併せて、必要です。）

| 本人確認書類              |   |
|---------------------|---|
| 官公署が発行した本人確認書類を1点以上 | 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、敬老パス（鹿児島市発行）、友愛パス（鹿児島市発行）、健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証 等<br><b>※少なくとも「氏名と生年月日」または「氏名と住所」が記載されているものに限る</b><br><b>※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限る</b> |

（注2）代理人（マイナンバーカードの名義人以外）の本人確認書類の例

| 本人確認書類                    |   |
|---------------------------|---|
| 官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類を1点以上 | マイナンバーカード（個人番号カード）、住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、等<br><b>※氏名、生年月日、住所、性別、顔写真が記載されたもので、本人の記入した委任状と同一人物と判断できるものに限る</b><br><b>※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限る</b> |

### 電子証明書の発行手続きが可能な場所

**本庁市民課、各支所の市民課・総務市民課で手続きが可能です。**

| 窓口             | 電話番号         | 窓口             | 電話番号                  |
|----------------|--------------|----------------|-----------------------|
| 本庁 市民課 窓口第一係   | 099-216-1221 | 桜島支所           | 桜島総務市民課 099-293-2347  |
| 谷山支所 市民課 市民係   | 099-269-8407 |                | 東桜島総務市民課 099-221-2111 |
| 伊敷支所 総務市民課 市民係 | 099-229-2115 | 喜入支所 総務市民課 市民係 | 099-345-3754          |
| 吉野支所 総務市民課 市民係 | 099-244-7284 | 松元支所 総務市民課 市民係 | 099-278-2114          |
| 吉田支所 総務市民課 市民係 | 099-294-1212 | 郡山支所 総務市民課 市民係 | 099-298-2113          |